

開催期日 令和8年3月16日

開催場所 生涯学習センター輝ら里 アリーナ3

## 中島村農業委員会議事録

中島村農業委員会

## 中島村農業委員会議事録

### 1. 会議開散会の日時及び場所

開 会 令和8年3月16日 午後1時30分  
閉 会 令和8年3月16日 午後2時35分  
場 所 生涯学習センター輝ら里 アリーナ3

### 2. 会議に提出した議案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する  
～第2号 処分について  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する  
処分について  
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する  
意見の決定について  
議案第5号 現況確認証明申請に対する処分について  
議案第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画  
(案)に対する意見の決定について  
協 議 事 項 令和8年度中島村農作業労賃協定額の設定(改定)  
について  
協 議 事 項 中島村農業委員会の令和8年度最適化活動の目標の  
設定等(案)について

### 3. 会議を組織する者及び委員の出欠状況

定員12名中・出席者12名・欠席者0名

### 4. 会議に参加した者

中島村農業委員会事務局長 野 木 重 徳

### 5. 会議書記

中島村農業委員会主任主事 松 本 美 和

### 6. 開 会

事務局長

事務局長をして、令和8年第3回の農業委員会総会を開催する旨を宣した。

会長(あいさつ)

皆さんご苦労様です。大変お忙しい中総会に出席いただきましてありがとうございます。明日からは彼岸の入りということで早いもので1月から3月になり農作業が始まる時期になりました。これから大変忙しくなってくると思いますが、農業機械で作業することがあると思いますので怪我の無いように皆さんには注意いただき作業に取り組んでいただきたいと思います。本日の案件は議案第1号から第6号まで、そして協議事項が2件ほどありますので審議のほどよろしく願いいたします。

事務局長

農業委員及び推進委員全員の出席を報告し、中島村農業委員会会議規則第4条により、会長が議長となり、議事録署名人の選出より議事進行を行う旨を宣した。

議長

議事録署名人の選出について、4番小針一男農業委員、5番吉田定雄農業委員を指名した。

議長

議案第1号及び議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分については、借り手が同一人物であるため一括上程としてよいか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議長

議案第1号及び議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第1号及び議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議長

議案第1号受付番号第13号及び議案第2号受付番号第14号について、確認担当委員に報告を求めた。

1番水野谷貴志推進委員

議案第1号受付番号第13号及び議案第2号受付番号第14号につきまして、3月7日に、設定人・●●●●さん、●●●●さん、被設定人・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしましたが無問題で、被設定人は認定農業者であるため、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

1番大木一男農業委員

議案第1号受付番号第13号及び議案第2号受付番号第14号につきまして、只今の水野谷推進委員からの報告内容については間違いございません。また、水野谷推進委員と同様に、現地についても3月7日に確認いたしましたが無問題で、被設定人は認定農業者であるため、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第1号及び議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第3号受付番号第2号について、確認担当委員に報告を求めた。

5番吉田健司推進委員

議案第3号受付番号第2号につきまして、3月10日に、設定人・●●●●さん、被設定人・●●●●さんの申請代理人である●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認し、周辺の農地に影響はないものと思われま。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

5番吉田定雄農業委員

議案第3号受付番号第2号につきまして、只今の吉田推進委員からの報告内容については間違いございません。また、吉田推進委員と同様に、現地についても3月10日に確認し、周辺の農地に影響は無いものと思われま。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第4号受付番号第1号について、確認担当委員に報告を求めた。

4番小室英将推進委員

議案第4号受付番号第1号につきまして、3月7日に、譲渡人・●●●●さん、譲受人・●●●●さんの申請代理人である行政書士・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認し、周辺の農地に影響は無いものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

4番小針一男農業委員

議案第4号受付番号第1号につきまして、只今の小室推進委員からの報告内容については間違いございません。また、小室推進委員と同様に、現地についても3月7日に確認し、周辺の農地に影響は無いものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第5号現況確認証明申請に対する処分について、審議の前に、中島村農業委員会規則第10条の規定により、自らが除斥となるため、議長を職務代理人と交代する旨を宣した。

—— 暫 時 休 議 ——

臨時議長（職務代理人）

議事を再開する旨を宣し、議案第5号現況確認証明申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第5号現況確認証明申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

臨時議長（職務代理人）

議案第5号受付番号第3号について、確認担当委員に報告を求めた。

6番鈴木和宏推進委員

議案第5号受付番号第3号につきまして、本日12時40分より、申請人・●●●●さん、小針委員・小室推進委員・私を含めた農業委員1名・推進委員2名、及び事務局の立ち合いで現地確認を行いました。申請地の現況につきましては、畑の様相は無く、樹木が茂っている状態でした。説明によると、昭和60年頃に申請人の父が山林用の杉苗を植樹し、30年経過した現在、杉苗が大きく成長してしまい山林化してしまったとのことでした。山林化してから長期間経過しており、農地への復元が困難であることから、現地確認の結果、非農地であると判断しましたことをご報告いたします。以上、報告終わります。

臨時議長（職務代理人）

引き続き農業委員からも報告を求めた。

4番小針一男農業委員

議案第5号受付番号第3号につきまして、只今の鈴木推進委員からの報告内容については間違いございません。また、現地調査に私も同行し、直接現地を見てまいりましたが、鈴木推進委員と同様、非農地化してから長期間が経過しており、農地への復元も困難であるため、現地確認の結果、非農地であると判断しましたことをご報告いたします。以上、報告終わります。

臨時議長（職務代理人）

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

臨時議長（職務代理者）

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

臨時議長（職務代理者）

異議ないものと認め、議案第5号現況確認証明申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

臨時議長（職務代理者）

6番小林均農業委員の除斥を解除する旨を宣した。

—— 暫 時 休 議 ——

臨時議長（職務代理者）

議事を再開する旨を宣し、6番小林均農業委員に対し、議案第5号については原案のとおり可決決定された旨を告知した。

臨時議長（職務代理者）

議長を交代する旨を宣した。

—— 暫 時 休 議 ——

議 長

続いて、議案第6号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第6号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第6号令和8年度4月公告分について、確認担当委員に報告を求めた。

2番加藤貴裕推進委員

議案第6号令和8年度4月公告分につきまして、3月9日に貸し手・●●●●●さん、借り手・●●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしましたが問題はなく、県農業振興公社を通じての貸し借りであり、また、借り手は認定農業法人であるため、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

## 2 番芳賀敏行農業委員

議案第6号令和8年度4月公告分につきまして、只今の加藤推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、加藤推進委員と同様、現地についても3月9日に確認いたしましたが無問題で、県農業振興公社を通じての貸し借りであり、また、借り手は認定農業法人であるため耕作についても問題ないと思われまふ。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮つたところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮つたところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第6号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、協議事項・令和8年度中島村農作業労賃協定額の設定（改定）について上程し、事務局に説明を求めた。

事 務 局

協議事項・令和8年度中島村農作業労賃協定額の設定（改定）について議案書に従い朗読説明した。

議 長

事務局より説明があつたが、質問等ないか諮つたところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮つたところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、協議事項・令和8年度中島村農作業労賃協定額の設定（改定）については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、協議事項・中島村農業委員会の令和8年度最適化活動の目標の設定等（案）について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局

協議事項・令和8年度中島村農業委員会の令和8年度最適化活動の目標の設定等（案）について議案書に従い朗読説明した。

議長

事務局より説明があったが、質問等ないか諮ったところ。

議長

推進委員等が最適化活動を行う日数目標を今までの10日から8日に減らしたというのは活動記録簿のことですか。

事務局

そうです。その中でも皆さんに書いていただいている総会への出席は最適化活動には該当しませんが、農地の無事を確認したという内容は最適化活動に該当します。最適化活動に当てはまる日数だけ数えますと今年度の実績が平均6日程度でしたので、今回、実績に近くなる8日で目標設定させていただきました。

議長

委員の報酬には影響無いのですか。

事務局

あくまで最適化活動の実績に応じて補助額が決まりますので、今までどおり活動していただければ、極端に減額されることはないと思います。

1番大木一男農業委員

4月からは総会に出席したという内容は書かなくても問題ないということですね。

事務局

そうですね。

議長

その他、質問等ないか諮ったところ。

——— 異議なしの声多数 ———

議長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

——— 全員異議なしの声あり ———

議長

異議ないものと認め、協議事項・中島村農業委員会の令和8年度最適化活動の目標の設定等（案）については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議長

以上をもって全議案審議終了の旨を宣した。

事務局

その他に入る旨を宣した。

一点目 中島村貸出等希望農地情報提供制度（案）について

二点目 次回の農業委員会総会は、4月14日（火）に役場2階会議室で行う。

三点目 令和7年度の委員報酬及び加算額の支給について

四点目 積立金の徴収について

事務局長

以上をもって、閉会する旨を宣した。

閉 会 の 日 時  
令和8年3月16日 午後2時35分